

平成26年度開設分

「認知症対応型共同生活介護事業所」開設事業者募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

- 本市における認知症対応型共同生活介護事業所（以下「認知症高齢者グループホーム」といいます。）を始めとする施設・居住系サービス事業所等の整備は、「第5期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつ長寿プランなごや2012）」に基づき計画的に進めています。
- このうち、認知症高齢者グループホームに関しましては、同計画において認知症高齢者対策として平成26年度までに「300人」分の整備計画を掲げているところです。
- 今般、この整備計画に基づき、平成26年度に認知症高齢者グループホームの開設を希望される事業者を募集することとしました。開設を希望される事業者におかれましては、この要項及び関係法令等を十分にご理解の上、応募いただきますようお願いいたします。
- 新たに開設する認知症高齢者グループホームを核として、他の介護事業所を併設するなど多様な計画の提案もお寄せください。

2 募集内容

(1) 募集数

○ 募集数 90人分

第5期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に掲げる、平成26年度までの整備計画数「300人」分から、平成24年度、平成25年度開設分として採択された整備数等を差し引いた「90人分」を募集数とします。

(2) 1事業所あたりの整備数

○ 18人以下

運営基準に基づき、1事業所に設けることができる共同生活住居（以下「ユニット」といいます。）は、1ユニット又は2ユニットとなります。また、1ユニット当たりの入居定員は5名以上9名以下となります。

(3) 募集する日常生活圏域

○ 市内の全区域

日常生活圏域（区）による募集の制約は設けず、市内全域を対象に募集します。
ただし、応募が多数となった場合には、各日常生活圏域（区）での認知症高齢者グループホームの整備状況等を考慮して選考します。

(4) 一日常生活圏域（区）における整備数の上限

36人分

各日常生活圏域（区）においてバランスよく事業所整備を進めるため、一の日常生活圏域（区）における整備数の上限を36人分とします。よって、同一圏域における応募計画が「36人分」を超える場合には、応募計画の選考をします。

なお、後述のスプリンクラー設置のためのユニット増計画や地域密着型特別養護老人ホームとの併設整備計画の応募状況等によっては、日常生活圏域における整備数の上限を超えて採択する場合があります。

(5) 開設時期

平成26年度内の開設厳守

平成26年度内に事業者指定（平成26年4月・7月・10月・平成27年1月のいずれか）を受け、事業所を開設していただきます。（複数ユニットを設ける場合には、同一時期の開設を原則とします。）

ただし、優遇する地域密着型特別養護老人ホームとの併設整備計画については、平成27年4月までの開設とします。

また、認知症高齢者グループホームに他の介護事業所等を併設する計画の場合、当該併設事業所の段階的な開設は、個別に相談に応じますので提出いただく整備協議書に明記してください。

なお、別にお示しする「事業者指定・事業所開設までの流れ」のとおり、事業者指定の2カ月前の月末までに指定のための書類を提出していただく必要があります。同時点までには事業所が完成し、建物の完了検査及び消防検査を受けていただかなければなりません。そのため、事業所開設スケジュールの作成には十分留意ください。

(6) 事業所の防災対策強化計画

スプリンクラー設置のためのユニット増計画を最優先します。

認知症高齢者グループホームの火災による死傷事故が後を絶たない状況を鑑み、スプリンクラー設備を設置するためのユニット増計画を最優先で採択します。

このユニット増に伴う事業所の移転に関しては、その範囲を同一区内に限定します。

なお、ユニット増による応募に関しては、後述する「5 ユニット増・定員増を希望される場合」を参照ください。

(7) 他の介護事業所等を併設する計画

認知症高齢者グループホームと併せて他の介護事業所等を併設する整備計画を優遇します。

認知症高齢者グループホームと同じ地域密着型サービスに分類され、また、利用ニーズの高い地域密着型特別養護老人ホームとの併設計画については、前述の「スプリンクラー設置のための

ユニット増計画」の次に優先します。

次に、同一圏域内で整備計画が競合する場合などにおいては、認知症ケアの効果が期待できる小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所、さらに定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所などの地域密着型サービス事業所との併設整備計画を優遇します。

なお、地域密着型特別養護老人ホームとの併設を計画される場合は、それぞれの事業者募集に応募いただく必要があります。

(8) 事業所の整備形態

新築・増改築・改修を問いません。

事業所の整備は、新築整備、既存建物の増改築・改修による整備、いずれの形態でも構いません。

(9) 消防設備

スプリンクラー設備の完備

消防法令上、延床面積が 275 m²未満の認知症高齢者グループホームについては、「スプリンクラー設備」の設置は必要ない（平成 25 年 4 月 1 日現在）こととされていますが、今回の募集においては、事業所面積に関わらず「スプリンクラー設備」の設置を条件とします。

よって、1ユニットの事業所計画で、その面積が 275 m²に満たない場合であっても、スプリンクラー設備を設置していただくことになります。

なお、「自動火災報知設備」及び「火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）」は、法令上、必ず設置しなければなりません。

(10) 事業所内設備に関する留意事項

トイレ数の確保・共有部分への手洗い設備の設置

事業所内に設置いただくトイレ数について、1ユニットに3個以上を設置するとともに、入居者の重度化等への対応として、その内の2個以上を車イス対応のトイレとするようお願いします。

また、感染症予防等の観点から、各ユニットの共有部分に手洗い設備を設置いただくよう併せてお願いします。

(11) 事業所整備に係る補助金

整備補助はありません。

整備形態の如何を問わず、認知症高齢者グループホーム整備に係る補助金制度はございません。全て、事業者の自己資金等による整備となります。

3 応募要件

(1) 法人であること

事業者指定は法人でなければ受けることができません。そのため、事業者指定を前提とする今回の応募に際しても法人であることが必要です。

(2) 介護保険法に規定する欠格事由等に該当しないこと

○ 事業者指定にあたっては欠格事由があり、介護保険法の規定により、地域密着型サービス事業者の指定に際し、申請者又は法人の役員が指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがある場合など、事業者指定を行うことができません。

そのため、事業者指定を前提とする今回の募集に際しても当該規定に抵触する場合には応募できないことから、当該規定に該当しない旨の誓約書の提出をお願いします。

○ 協議者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、協議を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部に対し照会することがあります。

(3) 介護保険関係法令の遵守

介護保険法及び関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。

なお、認知症高齢者グループホームに関する設備基準の概要については別添資料1「認知症対応型共同生活介護事業所の事業と運営基準の概要」をご参考ください。

(4) 適正な事業計画の策定

地域密着型サービスの趣旨に沿った事業計画の策定をお願いします。

また、前記(3)の介護保険関係法令等の遵守とともに、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法令を遵守した事業計画の策定をお願いします。

(5) 複数計画の応募

同一法人による複数計画の応募も可能です。

4 事業所整備計画の策定にあたっての留意事項

(1) 高齢者に配慮した事業所整備

認知症高齢者グループホームの利用者は要介護等の状態にある高齢者の方となりますので、新築、改修など事業所の整備形態を問わず、十分に高齢者に配慮した事業所整備計画の策定に努めてください。

また、利用者が家庭的な環境と雰囲気の中で日常生活や、サービス提供を受けることができるように配慮された事業所整備計画の策定に努めてください。

＝配慮すべき設備の一例＝

- ・エレベーター： 事業所が2階建て以上の場合、エレベーターの設置をお願いします。
また、利用者の移動やスタッフの介護負担を考慮した規模のエレベーターの設置が望ましいです。
- ・便所： 介助を必要とする利用者の使用に適した構造・設備が必要です。
また、ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることも望ましいです。
* 今回の募集では、1ユニットに3個以上を設置し、その内の2個以上を車いす対応のトイレとして設置いただきます。
- ・居室： ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。
また、居室面積は「7.43㎡以上」(内法)である必要があります。
- ・台所： 火気を使用する部分の不燃対策や、保温・保冷による適時、適温食事の提供や食中毒の

予防対策について十分な配慮がなされていることが必要です。

- ・洗面所 : 衛生管理の面からも各ユニットの共用部に手洗い設備の設置をお願いします。
- ・浴室 : 手すり等を設置し、利用者の利便・安全に配慮したものであることが必要です。
また、ブザー、呼び鈴等の通報装置が設置されていることが望ましいです。
- ・バリアフリー : 段差の解消を図るなど、利用者の移動が円滑に行われるよう配慮が必要です。

(2) 適正な収支計画・事業所開設までのスケジュールの策定

円滑な事業所整備及び開設後の安定的な事業運営を挙証するために提出いただく「事業所整備に係る資金計画」に関しては昨今の建築資材の高騰等を、また、「事業所開設後における収支見込」に関しては介護保険収入の見込みやスタッフ配置計画等に基づく人件費の積算等を十分に精査の上作成してください。

また、事業所開設までのスケジュールに関しましては、事業所整備期間の精査はもちろん、事業者指定のタイミングと指定のための申請書類の提出期限、そしてスタッフの確保期間等を十分に確認し作成してください。

(3) 立地条件

認知症高齢者グループホームは、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流の観点から、住宅地または住宅地と同程度の地域の中にあることが必要です。

そのため、事業所整備予定地の検討には十分に留意ください。また、土砂災害が発生するおそれがある土地での計画は協議事項とします。

(「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」での開発は愛知県知事の許可が必要)

また、計画地が建築協定地区内の場合、建造する建物に制限が設けられていることが考えられますので、事前に確認ください。

(4) 事業所の所有形態

事業所は、土地及び建物ともに、法人の自己所有であっても、賃借であっても構いません。

ただし、賃借の場合、利用者に長期に渡って安定的にサービスを提供する観点から、長期の賃借契約の締結を前提とします。

なお、土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結ください。

(5) 建築基準法等関係法令の遵守

地域密着型サービスの提供を行なう事業所の建物については、都市計画法、建築基準法、消防法、関係条例等の遵守も必要です。

○新たに事業所を建設する場合

新たに事業所を建設される場合の開発の許可及び確認、また、市街化調整区域での整備計画については、事前に住宅都市局開発指導課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2770）へご相談ください。

○既存の建物を増築・改修等する場合

既存の建物を増築や改修等する場合には、建築基準法により用途変更確認申請等を要することが考えられますので、事前に住宅都市局建築審査課（名古屋市役所西庁舎2階 TEL972-2929）へご相談ください。

○消防用設備等の設置について

認知症高齢者グループホームには、消防用設備等の設置が義務付けられています。

事業所整備計画を策定するに際して、消防用設備等の取扱いに関しましては、上記の非常

災害対策同様、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署、又は名古屋市消防局予防指導課指導係（名古屋市役所本庁舎1階 Tel.972-3551）へご相談ください。

なお、今回の募集に対して、スプリンクラーを含む消防用設備等の設置にかかる補助はありませんので、全て自己資金による設置となります。

＝参考：認知症高齢者グループホームにおける消防用設備等の概要＝

- ・スプリンクラー設備：延床面積が275㎡以上の事業所に設置が必要。
* ただし、今回の募集では、事業所面積を問わず、スプリンクラー設備を必ず設置していただくこととします。
- ・自動火災報知設備：全ての事業所に設置が必要。
- ・火災通報装置：（消防機関へ通報する火災報知設備）全ての事業所に設置が必要。
- ・消火器：全ての事業所に設置が必要。
- ・防火管理者：防火管理者の選任が必要。

（6）地元説明

認知症高齢者グループホームを運営する事業者は、その事業の運営に当たって、地域住民との連携や協力体制を確保するなど地域との交流に努めることとされていることから、整備計画の応募に際しては、町内会や自治会を始め地域住民の方々、事業所予定地の近隣の方々に対して十分な説明を行ってください。整備計画が採択された場合における円滑な事業所整備、また、事業所開設時に必要となる運営推進会議の円滑な設置を行うためにも、十分な意見交換が必要となります。

この地元への説明状況に関しましては、整備協議書の提出時に、その結果や経過について別に用意します様式の提出をお願いしています。（配布したチラシ等があれば、参考として合わせて添付ください。）

なお、説明にあたっては、「名古屋市に応募し、整備計画が採択されなければ事業化されない。」旨の説明をするなど十分に留意ください。

（7）非常災害対策等

認知症高齢者グループホームは、運営基準において火災や風水害などに備えて非常災害対策を講じておくこととされています。そこで、事業所開設後における非常災害対策の策定に向けた方針など、可能な限り具体的に事業計画として記載ください。

また、平成25年度から事業者の指定基準が条例化され、本市においては国基準への上乗せ基準として、非常災害時を想定した飲料水・食料の備蓄（施設・居住系サービスの場合は、入居者及びスタッフの3日分）を設けています。この規定の施行は、平成28年4月からとはなりますが、本規定の趣旨をご理解いただき、計画的な備蓄計画の提示等をお願いします。

なお、火災等の非常災害への対策に関しましては、事前に事業所整備予定地を管轄する消防署へご相談ください。

5 ユニット増・定員増を希望される場合

（1）ユニット増

すでに認知症高齢者グループホームを運営される事業者で、開設済みの事業所のユニット増を希望される場合についても応募可能です。

ただし、運営基準上、ユニット数の上限が‘2ユニット’とされているため、応募可能となるのは現在の事業所が1ユニットである場合に限られます。

なお、既に認知症高齢者グループホームと併設する形で、小規模多機能型居宅介護を始めとする地域密着型サービス事業所を行っている場合、当該スペース等を活用したユニット増計画は認めません。

（2）定員増

すでに認知症高齢者グループホームを運営される事業者で、開設済みのユニット内における定員

増を希望される場合についても応募可能です。

(3) 事業所移転の範囲

ユニット増や定員増に伴う事業所の移転の範囲は、現在の事業所の所在する日常生活圏域内（同一区内）に限ります。

(4) 運営推進会議での審議

事業所の移転等の事業計画に際しては、すでに入居している利用者への処遇に十分に配慮するとともに、運営推進会議において事前に了承を得るようお願いします。

また、整備協議書の提出時には、事業計画案の審議に関する運営推進会議の議事録（任意様式）の提出をお願いします。

6 整備協議の受付

本募集要項に則り、認知症高齢者グループホームの開設を希望される場合、まず、「整備事前協議申出書」の提出をいただき、その後に「整備協議書」の提出をいただくことになります。

これらの様式に関しましては、本市の介護保険制度に関するホームページとなります「NAGOYA かいごネット（ホームページアドレス <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>）」からダウンロードの上、ご利用ください。

なお、いずれの書類の提出に際しましても、事前に当課までご連絡の上、ご持参いただきますようお願いいたします。

(1) 整備事前協議申出書の提出

提出期限 : 平成25年7月12日（金） 17時まで

本募集要項に則り応募される法人の方は、別に用意する「平成26年度開設分 認知症高齢者グループホーム整備事前協議申出書」に必要となる添付資料を添え、上記の期限までに提出してください。（期日厳守。同日以降の整備事前協議申出書の受付は一切行いません。）この整備事前協議申出書の提出をいただいていない場合、整備協議書の受け付けは行いませんので留意ください。

《整備事前協議申出書への添付資料》

計画地に係る資料として、住宅地図等で整備予定地の位置及び範囲を示したものの添付をお願いします。

なお、整備事前協議申出書の段階で協議のあった計画地の変更は、基本的に認めませんので、事前協議の段階で計画地の検討に十分を期してください。

(2) 整備協議書の提出

提出期限 : 平成25年8月30日（金） 17時まで

正式な整備協議書は、(1)による整備事前協議申出書の提出後、上記の期限までに提出いただきます。（期日厳守。同日以降の整備協議書の受付は一切行いません。）この整備協議書は、整備事前協議申出書の提出を期限までにいただいていない場合、受付をいたしませんのでご注意ください。

なお、整備協議書は資料作成等にかかりの時間を要するとともに、整備相談の中で修正等が生じることが考えられますので、ゆとりを持った書類作成を心がけてください。

＝「整備協議書」の提出に関する留意事項＝

- ・ 提出いただいた書類は返却しません。
- ・ 整備協議書は、項番ごとにインデックスを付し、A4判のフラットファイル（バインダーやビニールファイルは不可）に綴じ、1部を提出してください。
- ・ 提出書類のうち、贈与契約書などについては、原本は保管し、当該契約書などの写しを提出してください。なお、その場合には、法人代表者による原本証明をお願いします。

【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。
平成〇年〇月〇日
〇〇会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇 印

7 審査・選考

(1) 審査

提出いただいた整備協議書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングや現地確認を行います。

なお、提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また、選考後において虚偽等が判明した場合にも選考を無効とさせていただきます。

(2) 選考

募集数を超える整備協議の応募があった場合、また、一の日常生活圏域（区）における応募数が36人を超える場合など整備計画の選考を行います。

選考基準の概要については別添資料2「計画に関する評価の概要」のとおりとなりますが、事業計画の内容によっては、各日常生活圏域（区）での認知症高齢者グループホームの整備状況等によらず選考されない場合がありますのでご了承ください。

また、最終的な選考は、「名古屋市地域密着型サービス運営委員会」において意見聴取の上、行います。

(3) 選考結果の通知

○ 平成25年11月初旬

選考結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「平成25年11月初旬」をめぐりに各法人あて通知する予定です。

なお、整備計画が選択された各事業者については、後日、ご参集いただき、事業所開設までの説明会を行う予定です。

8 スケジュール

別添資料3「認知症高齢者グループホーム開設事業者募集・整備・開設スケジュール」を参考ください。

9 その他留意事項

- 応募いただいた整備協議内容につきましては、法人の都合による事業所整備予定地、事業所開設時期等の変更は認めません。

ただし、本市が必要と判断した場合は、本市からの書類の追加及び補正を求めることがあります。

- 土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、選考の結果「採択」の通知を受けた後に締結く

ださい。よって、事業所整備は、「採択」の通知を受けた後に着手いただくことになります。

- 応募いただいた後、あるいは、選考による採択後にやむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、申請者の署名及び捺印のある辞退届（任意様式）を提出してください。
- 応募相談及び整備協議書類の提出は、運営法人の方の同席をお願いします。基本的に、代行申請は不可とします。
- 今回の事業者募集に関しましては、当課の指導に従い手続き等を行っていただきます。また、応募いただいた整備計画が採択された場合についても同様です。

介護保険法等の確認は

介護保険法を始め、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、関係通知等の関連資料に関しましては、「NAGOYA かいごネット」を始め、以下のホームページをご活用の上ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> NAGOYA かいごネット | http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp |
| <input type="checkbox"/> 厚生労働省ホームページ | http://www.mhlw.go.jp |
| <input type="checkbox"/> 独立行政法人福祉医療機構ホームページ | http://www.wam.go.jp |

お問い合わせ・ご相談は

認知症高齢者グループホーム開設事業者の募集に関するお問い合わせやご相談、また、「整備事前協議申出書」「整備協議書」の提出は、次までお願いします。

なお、ご来庁時には、必ず事前にご連絡ください。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係

(市役所本庁舎2階)

電 話 0 5 2 (9 7 2) 2 5 3 9

F A X 0 5 2 (9 7 2) 4 1 4 7

認知症対応型共同生活介護事業所の事業と運営基準の概要

【事業の概要】

事業の内容	認知症の状態(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態)である者に、共同生活住居(=ユニット)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を行うことができるようにするもの。
-------	--

【指定基準の概要】

	共同生活住居の数 (ユニットの数)利用定員	1事業所の共同生活住居(ユニット)の数は1又は2とする。		
	ユニットの入居定員	1ユニットにおける入居定員は、5名以上9名以下とする。		
人 員 基 準	代表者	基本的には、事業運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役がこれに該当する。 ただし、法人の規模等から、理事長等を代表者として扱うことに合理性を欠く場合には、地域密着型サービスの事業部門の責任者を代表者として差し支えない。		
		要件	「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者」又は「保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者」であることが必要であること。 なお、一律の経験年数の制約は設けない。	
		研修の修了	指定を受ける(変更の届出を行なう場合を含む。)際、厚生労働大臣が定める研修を修了している必要がある。	
	管理者	職務	原則として、専ら事業所の管理業務に従事する。	
		兼務	管理業務に支障がなく、次に該当する場合には、他の職務を兼ねることができる。 ・当該事業所の従業者としての職務に従事する場合(他のユニットを含む) ・当該事業所に併設する施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	
		勤務形態	常勤であること。	
		要件	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であること。	
		研修の修了	指定を受ける(変更の届出を行なう場合を含む。)際、厚生労働大臣が定める研修を修了している必要がある。	

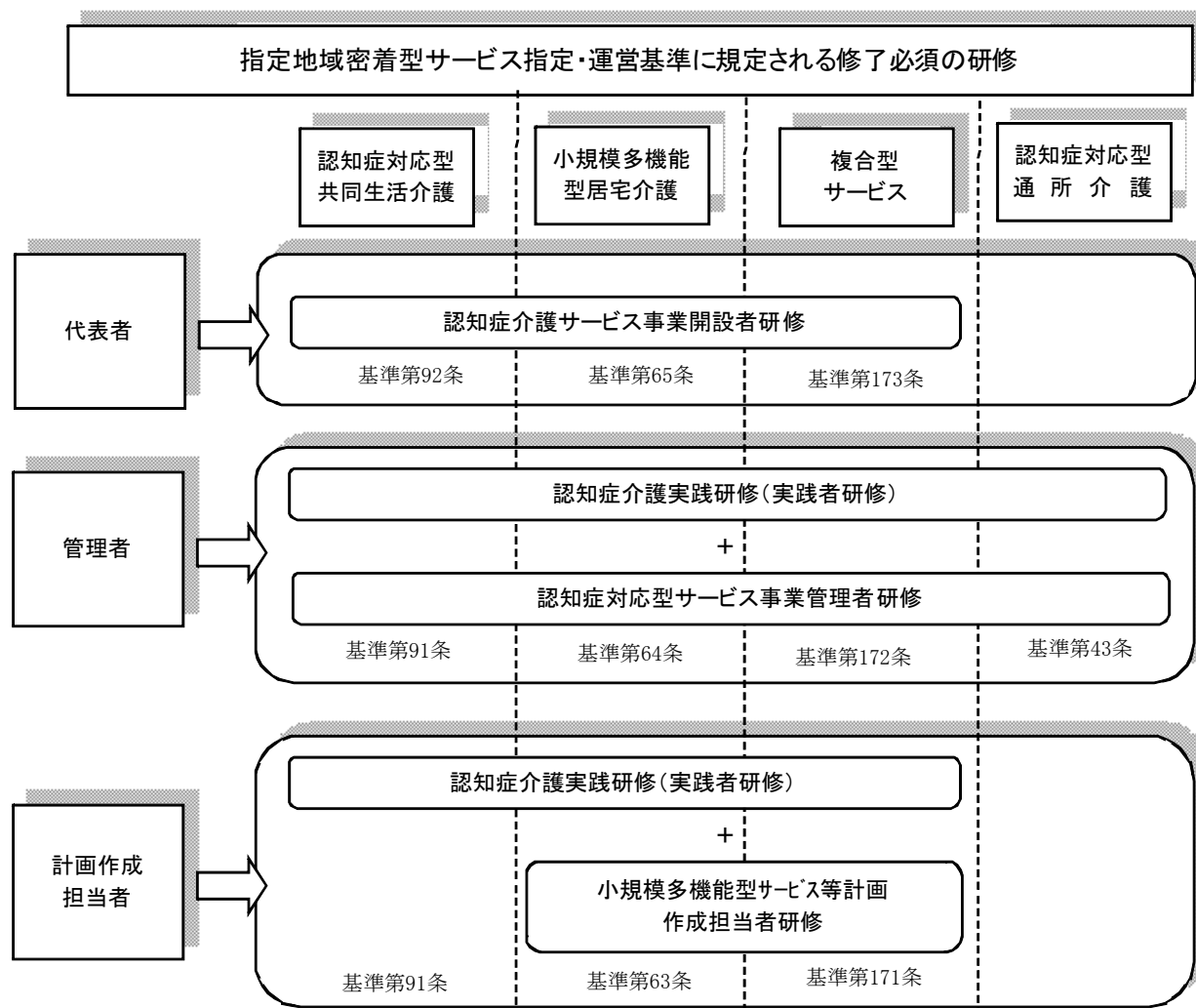
人 員 基 準	介護従業者	人員基準	日 中 (夜間・深夜以外)	常勤換算で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
			夜 間 及び 深 夜	夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上(宿直勤務を除く。)
		資格	介護福祉士や訪問介護員の資格は必ずしも必要としない。ただし、認知症の介護等に関する知識、経験を有するものであることが原則。他の従業者にあっても、研修の機会等を確保し質の向上を図ることが必要。	
	その他	介護従業者のうち、1以上は常勤であること。		
	計画作成担当者	職務	認知症対応型共同生活介護計画の作成	
		配置	ユニットごとに配置を必要とする。	
			1ユニットの 事業所	介護支援専門員の資格を有する者であることが必要。
			2ユニットの 事業所	計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員の資格を有するものであることが必要。 (その場合、介護支援専門員である計画作成担当者は、他の計画作成担当者の業務を監督する必要がある。)
		介護支援専門員で ない計画作成担当者	職務である認知症対応型共同生活介護計画の作成に関し、特養の生活相談員、老健の支援相談員などの実務経験を有すると認められる者であること。	
		兼務	専従が原則。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該ユニットの他の職務に従事することが可能であり、管理者との兼務も可能。	
		勤務形態	常勤である必要はなく、非常勤でも可。	
	研修の修了	指定を受ける(変更の届出を行なう場合を含む。)際、厚生労働大臣が定める研修を修了している必要がある。		
設 備 基 準	ユニットごとの設備	居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けること。		
		複数ユニットの 場合	複数ユニットの場合も、居間、食堂及び台所についてはユニットごとの専用の設備であることが必要。	
		消火設備その他 の非常災害に際し て必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備であり、それらの設備を確実に設置しなければならないもの。	
	居室	定員	1人	
		広さ	7.43㎡以上(内法)	
		構造	廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されていることを要し、単にカーテンや簡易なパネル等で区分したものは含まれない。	
		定員の例外	居室の定員は1人を原則とするが、夫婦で居室を利用する場合など、利用者の処遇上必要な場合は2人とすることが可であるが、事業者の都合により2人部屋とすることは認められない。 2人部屋の居室については、十分な広さを確保する必要があるもの。	
	居間・食堂	機能	居間及び食堂は、同一の場所とすることが可能。ただし、同一の室内とする場合であっても、居間及び食堂の機能がそれぞれ独立していることが望ましい。	
		広さ	広さに関する明確な基準はないが、その広さは、原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。	

【運営基準の概要】

運 営 基 準	認知症対応型共同生活介護計画の作成	<p>認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないが、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。</p> <p>当該作成した計画の実施に当たっては、いたずらにこれを利用者へ強制することのないように留意しなければならない。</p> <p>なお、作成した当該計画は、他の書類同様に2年間保存しなければならない。</p>		
	非常災害対策	<p>事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。</p>		
	地域との交流	<p>認知症対応型共同生活介護が地域に開かれた事業として行なわれるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努める必要があるもの。</p>		
	運営推進会議	趣旨	<p>事業者が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業者自らが設置しなければならない。</p> <p>事業者は、設置した運営推進会議に対して、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける必要がある。</p>	
		設置	<p>運営推進会議は、事業所の指定申請時に既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要であること。</p>	
開催		<p>概ね2月に一回以上の開催が必要。</p>		
記録の作成と公表		<p>運営推進会議での報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、その記録を公表する必要がある。</p> <p>なお、当該記録については、他の書類同様に2年間保存しておくこと。</p>		
併設の場合	<p>小規模多機能型居宅介護事業所等を併設している場合には、1つの運営推進会議において両事業所の評価等を行なうことで差し支えない。</p>			

運営基準に規定される修了すべき研修について

各地域密着型サービス事業所の代表者の方や管理者の方などに、運営基準上、修了が義務付けられている研修は下表のとおり。



計画に関する評価の概要

I 日常生活圏域における評価	
I-①	認知症高齢者グループホームの整備の進んでいない日常生活圏域における整備計画であること。
	【例外】 ○スプリンクラー設置に伴うユニット増計画 ○地域密着型特別養護老人ホーム併設計画
I-②	同一圏域内で整備計画が競合する場合は、各中学校区における整備状況を考慮する。
	【例外】 ○小規模多機能型居宅介護、複合型サービス等地域密着型サービス事業所併設計画
II 申請法人に対する評価	
II-①	法人代表者及び役員について介護保険事業者指定基準に適合する者であること。
II-②	当該事業を始め、介護保険事業等において十分な事業実績を有すること。
II-③	介護保険事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況から、本事業の運営法人として問題がないと認められること。
II-④	経営状況が良好と認められ、本事業の設置及び運営に問題がないと認められること。
III 事業計画に対する評価	
III-①	本事業の運営に関する方針に具体性があり、地域密着型サービスの趣旨を十分に踏まえたものであること。
III-②	利用者からの苦情等への対応、行政機関との連携・調整方法など具体的な手法の提案があること。
III-③	資金・収支計画において、本事業が円滑に達成され、また適正な事業運営が可能と認められること。
III-④	事業所計画用地が、住宅地またはこれと同程度の地域にあると認められること。
III-⑤	事業所計画用地が、環境、防災、交通の利便性が適当と認められること。
III-⑥	指定基準上の各設備基準を満たすほか、利用者に十分に配慮され、安全で快適な日常生活を営めるよう配慮されていること。
III-⑦	職員の確保についてより具体的な対応が認められること。
III-⑧	事業計画用地の確保により具体性が認められること。
III-⑨	生活保護受給者を始め低所得者の利用も可能となるよう配慮されていること。
III-⑩	事業所の防災機能強化への取り組みとして、スプリンクラー設置のためのユニット増であること。
IV 併設計画に関する評価	
IV-①	地域密着型特別養護老人ホーム併設計画であること。
IV-②	小規模多機能型居宅介護を始め、併設事業所等の設置により、地域における介護保険事業や高齢者福祉の推進への寄与が見込まれること。
V 地域との連携等に関する評価	
V-①	地域住民を始め町内会等への説明が十分に行われ、整備計画が支障なく達成できる状況にあると認められること。
V-②	事業所開設後、家族を始め、地域住民、諸団体との交流が図れる見込みにあること。
VI 今後の介護事業への参入意欲の評価	
VI-①	今後、地域密着型サービスへの参入意欲があり、本市の地域密着型サービス事業への協力が見込まれる。
VII 運営法人としての総合的な評価	
VII-①	提出された計画に基づく運営法人としての総合的な評価

認知症高齢者グループホーム開設事業者募集・整備・開設スケジュール

=平成26年10月開設を想定した基本的なパターン=

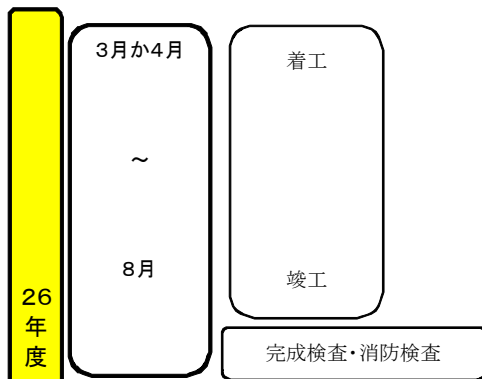
○募集・採択スケジュール

25 年 度	6月	広報	○認知症高齢者グループホーム開設事業者募集開始
	6月～ 8月末	募集期間	○整備相談 ○整備事前協議申出書の提出 : 提出期限「平成25年7月12日(金)」 ○整備協議書の作成及び提出 : 提出期限「平成25年8月30日(金)」
	9月 ～ 10月末	審査等	○整備協議書内容の確認: 現地確認、必要に応じたヒアリングなどの実施
		計画採択	○計画採択→名古屋市地域密着型サービス運営委員会における意見聴取
	11月初旬	結果通知	○応募法人あて結果通知の送付

○設計関係

25 年 度	12月 ～ 3月	設 計 建築確認
--------------	----------------	-------------

○事業所整備



○研修関係: 必須要件

=管理者及び計画作成担当者=

6月	実践研修
----	------

=管理者=

7月	管理者研修
----	-------

8月末 : 建物要件・研修修了・申請書類

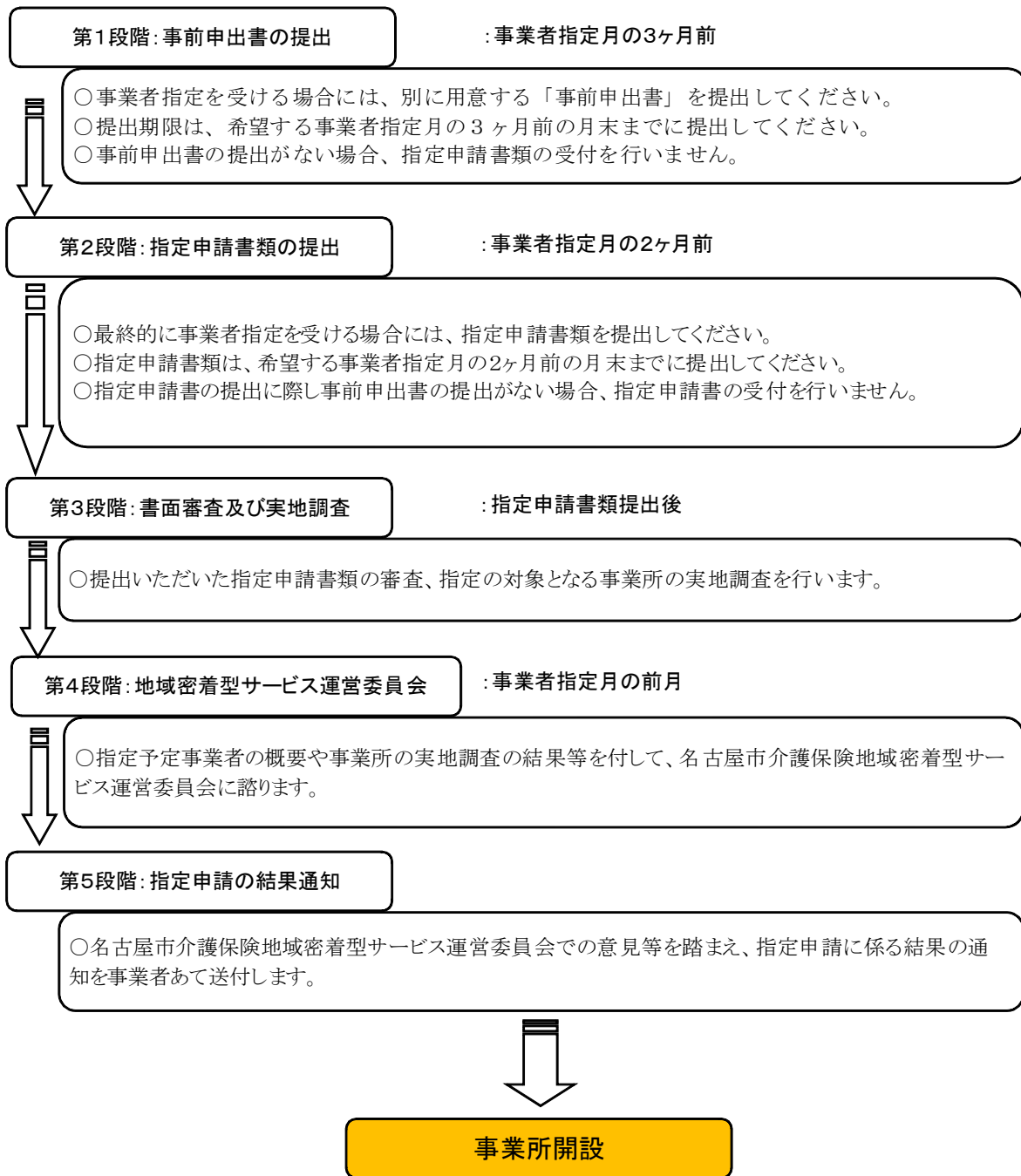
平成26年10月開設

=法人代表者=

11月	開設者研修
-----	-------

* 開設後受講可

＝事業者指定・事業所開設までの流れ＝



【事業者指定日と事業者指定に向けた手続き】

指定日	事前相談	事前協議書の提出期限	指定申請書類の提出期限	書面調査 実地調査	地域密着型サービス 運営委員会
4月1日	随時	1月末	2月末	指定申請書提出 ～3月	3月
7月1日		4月末	5月末	指定申請書提出 ～6月	6月
10月1日		7月末	8月末	指定申請書提出 ～9月	9月
1月1日		10月末	11月末	指定申請書提出 ～11月	12月

認知症高齢者グループホームの各圏域における整備見込数(平成25年度末見込)

区名	要介護者等状況(H25. 3末)				グループホーム関連				
					利用 可能者 ⑤ ④-②	事業所関係		整備率 ⑥/⑤	未整備率 順位
	要介護 ①	要支援1 ②	要支援2 ③	計 ④ ①+②+③		か所	定員 ⑥		
千種	4,381	851	1,176	6,408	5,557	8	126	2.27%	1
東	1,944	403	520	2,867	2,464	4	72	2.92%	6
北	5,260	900	1,223	7,383	6,483	12	216	3.33%	9
西	3,818	804	966	5,588	4,784	16	270	5.64%	15
中村	4,691	842	1,347	6,880	6,038	11	168	2.78%	4
中	1,853	379	527	2,759	2,380	5	63	2.65%	3
昭和	3,268	683	741	4,692	4,009	8	115	2.87%	5
瑞穂	3,202	819	881	4,902	4,083	8	120	2.94%	7
熱田	1,953	375	506	2,834	2,459	5	90	3.66%	10
中川	5,741	800	1,616	8,157	7,357	19	315	4.28%	11
港	4,650	656	951	6,257	5,601	10	171	3.05%	8
南	5,022	923	1,367	7,312	6,389	11	166	2.60%	2
守山	4,696	510	992	6,198	5,688	17	297	5.22%	13
緑	5,103	880	1,275	7,258	6,378	19	300	4.70%	12
名東	3,449	728	1,069	5,246	4,518	19	306	6.77%	16
天白	3,685	762	903	5,350	4,588	15	252	5.49%	14
計	62,716	11,315	16,060	90,091	78,776	187	3,047	3.87%	

* 平成24年度に実施したグループホーム開設事業者募集による採択結果を見込んだもの。